

制度の新 「住もうよーいね」リフォーム事業 市内業者で施工するリフォームの 経費を一部助成します

■ 地域経済振興課

市内に本社がある法人または、市内に住所がある個人の施工業者を利用して、住宅の改修などを行う場合に、その経費の一部を助成します。この制度は、地域経済の活性化、居住環境の向上、定住人口の増加を図ることを目的としています。

対象工事 次の①～③を全て満たしている工事

- ①「増築、改築、修繕等の工事」「下水道工事」「外構工事」「防犯対策工事」「省エネ対策工事」のいずれかの工事（新築工事および新築工事と併せて行う工事は対象になりません）
- ②平成28年度中の工事（4月1日以降に着工し、平成29年3月31日まで完了する工事）
- ③助成対象工事の経費が20万円以上（消費税を含む）の工事

※対象となる工事について、本事業と併せて、他の補助（国・県や彦根市）を受ける場合、他の補助の対象とならないこと。

る経費は、助成対象経費から外します。事前にご相談ください。

※詳しくは、本事業の「手続き」をご覧ください。「手続き」は、地域経済振興課（市役所3階）、支所、各出張所で配布するほか、彦根市ホームページにも掲載しています。

対象住宅 市内の住宅。ただし、マンションなどの集合住宅は自己所有部分のみが、店舗などの併用住宅は居住部分のみが対象です。事務所や店舗、賃貸アパートなどは対象外です。

- 申請要件** 次の①～④を全て満たすこと。
- ①申請者は、申請する市内の住宅に居住し、その場所に住民登録をしていること
 - ②申請する住宅（外構工事の場合は、その住宅の敷地を含む）は、申請者またはその2親等内の親族が所有していること
 - ③申請者は、申請時において市税の滞納がないこと

④申請する住宅（その住宅の敷地を含む）に係る固定資産税の滞納がないこと

▼助成を受けられるのは、同一の住宅、同一の敷地内および同一人に対して1回限りです。

▼対象となる住宅および土地が共有名義でも、複数人による申し込みはできません。

▼旧制度の「彦根市緊急経済対策住宅リフォーム促進事業」と「彦根市経済活性化対策住宅改修等促進事業」を利用した人も、助成を受けられません。

助成額

- ①助成対象工事経費の10%で、最高10万円（千円未満は切り捨て）
 - ②次のいずれかの世帯に該当する場合は、助成工事経費の15%で、最高15万円（千円未満は切り捨て）
- 移住** 平成27年4月1日から交付申請日までに彦根市外から彦根市に転入し、居住を継続している
新婚 平成27年4月1日以後に婚姻の届出をし、交付申請日に同居して婚姻

を継続している
子育て 交付申請日に中学生以下の人が同居している

三世代同居 交付申請日に親・子・孫などの三世代以上が同一の敷地内に居住している

※各世帯とも世帯全員が住民登録し、同居していることが必要です。

申込方法 「第1回事前申し込み」 地域経済振興課、支所、各出張所にある「事前申込み」に必要事項を書いて、地域経済振興課に提出してください。申込書は彦根市ホームページからダウンロードすることもできます。

申込者が多数の場合は、予算の範囲内で抽選を行います。当選者には、「助成候補者決定通知書」と交付申請の方法を明記した「助成金交付申請の案内」を、落選者には「落選通知書」をそれぞれ5月下旬に送付します。

受付期間（第1回）
 4月1日（金）～5月13日（金）
 ※土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

※「第2回事前申し込み」は、9月1日（木）から予定して

..... < 広告欄 >

総合住宅リフォーム

住まいのことなら何でもおまかせ!!

屋根・外壁 塗装 月々 **5,000円**～（ローン有）

(株) **三共** 【本社】彦根市和田町41-11
【支店】近江八幡市十王町339-6-102

☎ **0120-272-852** 株式会社三共は、京都サンガF.C.のオフィシャルスポンサーです

ます。詳しくは、広報ひこね9月1日号に掲載します。

留意事項 事前申し込みをする人は、当選に備え、工事前に、本事業の「手続き」をご確認の上、必要書類を準備してください。必要書類が不足する場合は、申請を受け付けることができません。特に、工事前に工事箇所の詳細な写真を撮影しておいてください。

問い合わせ先 地域経済振興課 ☎ 30・6119番、FAX 24・9676番

後期高齢者医療制度のしくみ～安定した制度で、高齢者医療を守るために～

■ 国 保険年金課

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置された「広域連合」が運営しています。この制度には、75歳以上の人と、一定以上の障害により認定を受けた65歳以上の人が加入しています。

後期高齢者医療制度に加入している人（被保険者）の医療費の財源は、次のとおり国民全体で支え合っています。

- ▼ **公費**（国・県・市町村が負担するお金） 約5割
- ▼ **支援金**（75歳未満の人が負担するお金） 約4割
- ▼ **被保険者が納める保険料** 約1割

医療費は、高齢化の進行や医療の高度化により、年々増加しています。医療費の増加は、この制度の財政を圧迫し、皆さんにご負担いただく保険料の増額につながっています。限りある財源を有効に活用するために、適正な受診を心がけましょう。

4月から入院時の食事代の自己負担額が変わります

4月1日（金）から、入院時の食事代の自己負担額（標準負担額）が1食につき360円に引き上げられます。

ただし、標準負担額減額認定証の交付を受けている人（住民税非課税世帯の人、指定難病患者）は、現行の負担額で据え置かれます。

問い合わせ先 国 保険年金課
 ☎ 30・6112番、FAX 22・1398番、滋賀県後

平成28・29年度の 後期高齢者医療の保険料

■ 国 保険料課

医療費に見合う保険料収入を確保し、制度の健全な運営を維持するため、4月1日（金）から保険料率を改定します（左表）。

区分	保険料率	
	平成26・27年度	平成28・29年度
被保険者均等割額	44,886円	45,242円
所得割率※	8.73%	8.94%
年間保険料の上限額	57万円	57万円

4月からの保険料率

※所得割率 × (総所得金額等 - 33万円) = 所得割額
 保険料試算ホームページ http://www.shigakouiki.jp/seido/seido_05-03.html



広報ひこねが スマートフォンアプリ （i広報紙）で見られます

■ 国 秘書政策課

毎月2回発行している「広報ひこね」を、スマートフォンのアプリで配信します。

イベントや市役所からのお知らせなど、気になる情報をいつでもどこでも確認することができます。

詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 国 秘書政策課
 ☎ 30・6103番、FAX 22・1398番



お詫ごと訂正

広報ひこね3月15日号に次のとおり誤りがありました。お詫びして訂正します。

- ①2ページ、「国民年金の確認」
 ▼半年前納（現金納付）
 誤（月払いに比べ760円お得）
 正（月払いに比べ790円お得）
- ②4ページ、「新しい指定管理者」
 ▼委託期間（年度）
 いろは松駐車場などの駐車場、中地区公民館、稲枝地区公民館、子どもセンター、ふれあいの館
 誤 平成28年～同32年
 正 平成28年～同31年
- ▼介護福祉課電話番号
 誤 22・9660番
 正 23・9660番
- ▼問い合わせ先
 誤 障害学習課
 正 生涯学習課